

**教育センター
だより 第99号**

令和4年3月4日発行
佐野市教育センター
佐野市上羽田町1134番地1
電話(20)3108
(20)3048(相談専用)

「人」台端末の活用から見えてきたこと**～GIGA通信の配信をとおして～****佐野市教育委員会教育センター所長 谷 直人**

GIGAスクール構想の実現に向けて、児童生徒「人」台端末の整備完了から一年が経過します。コロナ禍で先の見えない中、教育の大きな変化を感じた一年間でした。

道具としての利用(「カメラ」「ネット検索」等)に始まり、学校間あるいは学校と家庭の双方向通信(「Meet」「Zoom」等)、主体的な学びに向けた協働学習(「Classroom」「ロイロノート」)等々、端末の整備前には想像もつかなかったようなことが本市の学校で普通に行われるようになっていきます。

4月に配信を始めたGIGA通信では、各校の取組、先生方の思いとともに、取材で得られた活用への示唆を紹介してきました。一年間を振り返り、今後について考えたいと思います。

○端末活用を授業力・学校力の向上に

取材の中で各校長先生から「先生方の主体的な端末活用」への賛辞をお聞きしました。活用を中心となっている先生方は「まずは、使ってみることを大切にしています。」と共通して話します。学習指導要領が示す「主体的・対話的な深い学び」の実現には「教師が主体的であること」が重要です。

さらに、活用が進んでいる学校では「教員間で情報共有し、みんなで進むこと」が大切にされていました。「やらされる」ではなく「自ら率先」することにより活用は進み、授業力と同僚性が増し、学校力が向上するようです。

○ICTを苦手と考える方に

11月に実施した調査で「端末の活用に負担を大いに感じる」と回答した多くの方が「ICTは使いたいが、苦手と同僚に迷惑をかけてしまう」と

いったことを理由としていました。心情的な負担感を感じている方が多かったようです。

休校時のオンライン学習等を経て、本市においては端末活用のすそ野が広がり、以前のように使える先生が限定される状況ではなくなっています。苦手意識を持っている方は、自分よりちょっと使っている方、あるいは児童生徒に聞いてみるのはいかがでしょうか。スキルの向上には互いに「学び」を感じることが大切です。

○教育機会確保法とオンライン学習

端末が整備されたことによって、教育機会確保法が示す「学校以外の教育機会」としてのオンライン学習が現実的なものとなっています。第6波の中、保護者からライブ配信によるオンライン授業を要望された学校も少なくなかったようです。

学校や地域の実態はそれぞれであり、同一の取り組みはできません。大切なことは、オンライン学習の実施に向け、保護者及び本人と話し合うことです。そして、合意形成を図ることが大切であると思います。

○最後に

現在、本市における「人」台端末の学校における活用状況は、県内他市に比較し非常に高いレベルにあると感じています。佐野市の児童生徒の成長が楽しみです。先生方の前向きな取組に改めて敬意を表します。

昨年1月に中教審が示した『令和の日本型学校教育』の構築に向け、端末の活用は今以上に進んでしょう。「何のための活用か」を常に意識し、活用がさらに進むことを期待しています。

これからも佐野市教育センターはみなさんの「やる気」と「不安」に応えます。